

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産のうち、処分を目的として造成した臨海部の土地（以下「造成地」という。）に関し、買受者に対し売払代金の延納の特約及び売払代金に付す利息の利率の変更をすることができるよう、鳥取県公有財産事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）の特例を設ける。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産のうち、造成地の売払いに関し、取扱規則の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。
(2) 取扱規則との関係	この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、取扱規則の定めるところによる。
(3) 売払代金等の納付の特例	知事は、造成地を譲渡する場合において、当該譲渡を受ける者が売払代金を一時に納付することが困難であると認められるときは、取扱規則の規定にかかわらず、10年以内の延納の特約をすることができる。
(4) 延納利息の特例	(3)により売払代金の延納を認められた者は、取扱規則の規定にかかわらず、市中金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率により計算した利息を納付しなければならない。
(5) 施行期日	施行期日は、公布日とする。